

舞台備品が備えられていたり、客席が600席から700席ぐらいで客席から舞台が見やすいというだけで演劇専用劇場と呼ばれるのではなく、演劇を制作し上演できるハードとソフトを備えているからこそ、演劇専用劇場と呼ばれるのである。

例えば、ハードとしては、稽古場や工房などが備えられ、ソフトとして作品を制作・上演ができる組織があり、なおかつ、その組織に有能な人材が配置されることになる。もちろん舞台技術部門には創造活動に関わる人材が配置されている必要がある。

また、公立ホールでは、独占的使用を禁じるために同じ団体が連續して3日ないしは5日以上は使えないという規則を設けているところがある。この規則は貸館を主としたホールには意味のある場合が考えられるが、創造活動を行う施設にとっては適切な規則とは考えられない。つまり、ホールの活動や役割に応じたルールが必要になる。

例えば、演劇専用劇場のように役割の明確な施設の場合には、役割に応じたハードやソフトのあり方、さらには舞台技術部門のあり方も明確になる。つまりこのことが本来のホール施設にとってあるべき姿である。

地域に建つ多くの公立ホールには、ある種の汎用性が求められることになる。そのため施設については、長期的視野に立ち、変化していく施設活動を受け入れ続けていくため器としての柔軟性が必要になる。また、従来の貸館事業を中心に設置された公立ホールにおいても、ハードはそのままで期待されている役割の変化に対応していかなければならない。

こうした施設においても、今後、地域でどのような役割をはたしていく必要があるのかということを明確にしていくことが求められる。また、役割をはたすために適した運営体制を整備していく必要がある。例えば、地域での創造活動を主導していく役割を果たすためには、専門的知識や経験を備えた制作部門も必要になってくる。

その上で、管理業務中心の舞台技術部門でよいのか、住民の創造活動を舞台技術の分野で支援していく舞台技術部門が必要になるのか、自ら創造活動の一端を担う舞台技術部門が必要なのか、その必要な役割に応じて、あり方を検討していく必要がある。

2. 地域のホールとしての役割における技術部門の位置づけ

ある種の汎用性を求める公立ホールにおいても、その基本的な役割として、地域の文化活動や創造活動、あるいはその活性化や振興を担うことが、多くの地域に共通して期待されていることである。そのような役割を果たすために、これから舞台技術部門のあり方を考えていく必要がある。

(1) 運営に応じた技術部門

地域におけるホールの役割は、2つの方向で考えることができる。ひとつは地域の文化政策として、設置者である行政が、そのホールをどのような方向で運営しようとしているかである。もうひとつは、地域のホールとして、どのような住民ニーズに対応していくかということである。

極端な例ではあるが、巡回公演が来るような人口の地域において、住民ニーズとしても鑑賞機会の拡大が望まれているならば、巡回公演の受け皿となることもその地域のホールの基本的な役割として位置づけていくことが考えられる。

施設面では、巡回公演が行える規模の舞台の大きさや舞台設備が必要になる。また、ホール付きの舞台技術部門は、プロの技術スタッフを受け入れる用意ができていればよく、主たる日常の業務はホールの設備や機器のメンテナンスと、その情報の提供ということになる。強いて望むならば、どのような巡回公演にも対応できるよう、最新の技術情報の把握につとめることであろう。

その一方、地域での創造活動に何らかの役割を果たすために、ホール自らが創造活動を行おうとするならば、創造のための組織や人材の確保が不可欠になる。短期間での異動を基本とする行政職員だけでは、創造活動の企画や計画を継続的に行なうことが難しく、専門的な知識や経験を持った制作スタッフの参画は不可欠であり、加えて創造活動に関わる舞台技術部門も必要になる。

ホールが主体となって作品を創造するということに至らないまでも、ホールを利用する住民の創造活動を支援するために、教育普及事業を行うことがありえ、このような教育事業の一環として舞台技術の普及事業を取り上げることも有意義であり、舞台技術部門が果たすことのできる役割は大きい。

また、地域のホールの利用者と最も日常的に接しているのはこの舞台技術職員であり、施設利用者のニーズについて、直接的に最も詳しく知る立場にあるとともに、施設利用者のホールの評価の良し悪しを大きく左右する要因ともなる。ホールの運営において、このような舞台技術職員からの住民ニーズ情報や提案などは、施設運営上に生かせることが少なくない。

(2) 技術部門の最終的な責任の所在の明確化

現状の公立ホールにおいて、貸館業務を行わない施設はまずない。施設を利用する団体側の舞台技術者に対し、ホール側の舞台技術部門として、舞台での安全を確保するという意味で何らかの利用上の制約を課すことがある。

プロの公演団体が催す公演であれば、どのような施設であっても、安全に短期間で準備や撤収ができるように、利用者側で十分な知識と経験を持つ舞台技術者を確保していることが一般的である。

しかし、地域のアマチュア団体を中心に独自の作品を創造するということになれば、舞台での危険性を十分に知らない地域住民が舞台に上がることも少なくない。さらには舞台技術に関わる部分にも、同様にアマチュアが関与することが考えられるが、舞台技術の操作を誤ると危険ということを十分に知っておく必要がある。

そのため、表現の自由と安全の確保という、舞台技術に求められ、時には相反することもある条件について熟知するとともに、その責任のあり方、または所在についても明確に位置づけることが必要になる。

表現の自由と安全の確保ということに関して、技術的判断を行うのは舞台技術の専門職員の役割であるが、その判断の結果として必要になる費用や時間については、舞台技術に関わる職員が負う責任範囲をこえる問題となる。例えば、特殊な演出を行うのにともない、安全に準備を行うためには、準備期間を延長することやスタッフの増員などが必要になると判断がありうる。その場合、必要になる延長分の使用料金や増員分のコストを利用者に負担してもらうことや、自主事業であれば予算措置をすることが必要になる。技術的な判断であっても、その判断の責任は運営責任者である館長ということになる。つまり、館長職に判断について必要な知識や経験が求められることになる。

さらに近年では、複雑で高度化した舞台を運営していく上で、舞台機構、舞台照明、舞台音響、それぞれの舞台技術部門全般の責任者として、技術監督という職名を置く施設もあらわれはじめている。